

働き方改革推進支援助成金支給要領 (業種別課題対応コース)

労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 39 条の規定による働き方改革推進支援助成金業種別課題対応コース（以下「本助成金」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日厚生労働省発基 0401 第 10 号厚生労働事務次官通知の別紙「働き方改革推進支援助成金交付要綱（業種別課題対応コース）」（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領により支給するものとする。

第 1 支給対象事業主

1 支給対象事業主の要件

本助成金の支給対象となる中小企業事業主は、次のいずれにも該当する事業主とする。

なお、支給は、他のコースも含め、交付要綱第 3 条第 3 項の成果目標ごとに 1 事業主 1 回に限ることとする。但し、交付要綱第 3 条第 3 項（1）①及び同項（4）①については、令和 6 年度以前の申請から通算して 1 事業主 2 回まで可能とする。また、同一年度内は、1 事業主 1 コースかつ 1 回に限ることとする。

（1）労働者災害補償保険の適用事業主であること。

（2）資本金の額又は出資の総額が 3 億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については 5,000 万円、卸売業を主たる事業とする事業主については 1 億円）以下である事業主又はその常時使用する労働者の数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業主については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 141 条第 1 項に規定する医業に従事する医師が勤務する病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。）、診療所（同条第 2 項に規定する診療所をいう。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第 29 項に規定する介護医療院をいう。）を営む事業主を除く。）については 100 人）以下である事業主であること。

（3）交付要綱第 3 条第 3 項（1）①以外の成果目標を選択する場合、全ての指定対象事業場（中小企業事業主が働き方改革推進支援助成金事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）において指定した事業場をいう。以下同じ。）において、交付申請時点で、法第 36 条に基づく有効な時間外・休日労働に関する協定（以下「36 協定」という。）を締結・届出している事業主（※）であること。

なお、交付要綱第 3 条第 3 項（4）の中小企業事業主においては、令和 6 年度製糖期間（原則として 12 月から 3 月までの期間とする。以下「製糖期間」という。以下同じ。）についてのみ、法第 36 条に基づく有効な 36 協定を締結・届出している事業主で足りること（※）。

(※) 令和 7 年 4 月 1 日以後に初めて 36 協定を締結・届出する事業主は対象外であること。

(4) 全ての指定対象事業場において、常時 10 人以上の労働者を使用する対象事業場については、法第 39 条第 7 項に基づく、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等についての記載がある就業規則を作成し、交付申請時点で、所轄労働基準監督署に届け出ている事業主であること。なお、常時 10 人未満の労働者を使用する対象事業場においては、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 24 条の 7 に基づく時季、日数及び基準日を明らかにした書類（以下「年次有給休暇管理簿」という。）を作成していること。

(5) 次のいずれかに該当する事業主であること。

① 交付要綱第 3 条第 3 項（1）①の成果目標を選択する場合、交付申請時点で、全ての指定対象事業場について、36 協定の 1 箇月の延長することができる時間数が月 60 時間（交付要綱第 3 条第 3 項（1）①イの成果目標を選択する場合は、月 80 時間）を超える時間数を締結・届出している事業主（※）であること。

また、交付要綱第 3 条第 3 項（4）の中小企業事業主においては、全ての指定対象事業場について、令和 6 年度の製糖期間における 36 協定の 1 箇月の延長することができる時間数が月 60 時間（交付要綱第 3 条第 3 項（1）①イの成果目標を選択する場合は、月 80 時間）を超える時間数を締結・届出している事業主であること（※）。

なお、令和 6 年度に交付要綱第 3 条第 3 項（1）①を成果目標として設定し、延長する労働時間数の上限を設定の上、所轄労働基準監督署長に届出を行い、助成金の支給を受けた中小企業事業主においては、交付申請時点で、全ての指定対象事業場について、当該助成金の支給の前提となった 36 協定が有効であることで足りること。

(※) 36 協定の届出日が令和 7 年 1 月 1 日以後である場合は、令和 7 年 1 月 1 日より前の 36 協定についても上記要件を満たす必要があること（令和 7 年 1 月 1 日以後に初めて 36 協定を締結・届出する事業主は対象外であること。）。

② 交付要綱第 3 条第 3 項（1）②の成果目標を選択する場合、交付申請時点で、全ての指定対象事業場の就業規則（労働者 10 人未満で、就業規則を作成していない場合は労働条件通知書。以下「就業規則等」という。）に交付要綱別紙 1 で規定する、年次有給休暇の計画的付与の規定が明文化されていない事業主であること。

③ 交付要綱第 3 条第 3 項（1）③の成果目標を選択する場合、交付申請時点で、全ての指定対象事業場の就業規則等に交付要綱別紙 1 で規定する、時間単位の年次有給休暇の規定が明文化されておらず、かつ、「労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示 108 号）」（以下「ガイドライン」という。）2（2）に規定された、特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置として導入する特別休暇のいずれかが明文化されていない事業主であること。

④ 交付要綱第 3 条第 3 項（1）④の成果目標を選択する場合、交付申請時点で、次のアからウまでのいずれかに該当する事業場を有し、かつエに該当する事業主で

あること。

ア 交付要綱別紙 2 第 1 項にいう勤務間インターバル（以下「勤務間インターバル」という。）を導入していない事業場

イ 既に休息時間数が 9 時間（※ 1）以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者（※ 2）が、当該事業場に所属する労働者（※ 2）の半数以下である事業場

ウ 既に休息時間数が 9 時間（※ 1）未満の勤務間インターバルを導入している事業場

エ 全ての指定対象事業場において、令和 7 年 4 月 1 日以前 2 年間に於いて、月 45 時間（1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者においては月 42 時間）を超える時間外労働（法定労働時間を超えるものをいう。また、休日労働時間は含まない。）の実態があること。

ただし、これらの実態がない場合についても、下記（ア）及び（イ）に該当する場合についてはこの限りでない。

（ア）交付申請時点において勤務形態等の関係で 9 時間（※ 1）以上の勤務間インターバルが確保できていない事実が認められる場合

（イ）今後、9 時間（※ 1）以上の勤務間インターバルが確保できない具体的かつ客観的な特段の事由が認められる場合

（※ 1）自動車運転の業務に従事する労働者又は交付要綱別紙 2 の 4 の※印の①から③までに該当する医師を対象とする場合は「10 時間」と読み替える。

（※ 2）交付要綱第 3 条第 3 項（2）の中小企業事業主においては「自動車運転の業務に従事する労働者」、同項（3）の中小企業事業主においては「医業に従事する医師である労働者」と読み替える。

⑤ 交付要綱第 3 条第 3 項（1）⑤の成果目標を選択する場合、交付申請時点で、全ての対象事業場の就業規則又は労働協約に規定する所定休日が、4 週当たり 4 日から 7 日であること。

⑥ 交付要綱第 3 条第 3 項（3）①の成果目標を選択する場合、交付申請時点で、次のアからウまでの全てに該当する事業場を有する事業主であること。

ア 労務管理責任者を設置しておらず、かつ、責任の所在とその役割を明確にしていない事業場

イ 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休息時間確保、長時間労働の医師に対する面接指導の実施に係る協力体制の整備を行っていない事業場（副業・兼業を行う医師がいる場合に限る。）。

ウ 労働時間と労働時間でない時間の区別、宿日直許可の有無による労働時間の取扱い、医師の副業・兼業先の労働時間の取扱いなどが明確になされていないなど、医師の労働時間の実態把握が実施されていない事業場

⑦ 交付要綱第 3 条第 3 項（4）の中小企業事業主は、交付申請時点で、日本甘蔗糖工業会、沖縄県黒砂糖工業、日本分蜜糖工業会の会員であること。

⑧ 交付要綱第3条第3項（5）の中小企業事業主は、主たる事業が日本標準産業分類に規定される以下の業種に該当する事業主であること。

ア 大分類「G 情報通信業」

イ 大分類「M 宿泊業、飲食サービス業」のうち、中分類「75 宿泊業」

（6）事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）に働き方改革推進支援助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）及び事業実施計画を提出し、交付決定を受けた事業主であること。

（7）事業実施計画に基づき、事業を実施した事業主であること。

（8）上記（6）及び（7）に基づく措置及び事業の実施の状況、成果を明らかにする書類を整備している事業主であること。

2 支給対象事業主数の制約

交付要綱第3条第1項に基づき、本助成金は、国の予算の範囲内で支給するため、支給対象事業主数は、国の予算額により制約されるものである。そのため、申請期間内に募集を予告なく終了する場合がある。

第2 申請に係る手続き及び審査等

1 事業実施計画

（1）実施体制の整備のための措置

全ての指定対象事業場の労働者を対象に、次の①から③までの全てを実施すること。

① 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話合いの機会の整備

② 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任

③ 労働者に対する事業実施計画の周知

（2）支給対象の事業

交付要綱第3条第1項に定める事業のいずれかを実施すること。なお、助成対象経費の範囲は、改善事業を実施するために、交付決定日から支給申請日までに実際に支出したものであり、かつ、対象事業場が成果目標を達成するために必要な経費について、別紙1の範囲で認めることとする。なお、災害や商慣行等の外的要因により自社での取組に限界があり、より労働時間を短縮し難い状況に置かれる事業者に対して認める経費については、別紙2により特例を設ける。

また、助成対象経費について、次のとおり上限を定める。なお、交付要綱第3条第3項（4）の中小企業事業主においては、下記①及び④は適用しない。

① 労務管理担当者に対する研修（勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修を含む）の事業及び労働者に対する研修（勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修を含む）の事業に係る経費は合計30万円までとする（※）。周知・啓発の事業に係る経費は、合計10万円までとする。

（※） 提出代行者、事務代理者が事業を受託する場合は、当該事業に係る経費は合計10万円までとする。

- ② 外部専門家によるコンサルティングの事業に係る経費は、合計 10 万円までとする。
- ③ 就業規則、その他規程及び 36 協定を除く労使協定の作成・変更に係る経費は、合計 10 万円までとする。また、宿日直許可の申請書の作成に係る経費についても同様に合計 10 万円までとする。36 協定の変更に係る経費（時間外・休日労働時間数を短縮させる場合に限る）は、合計 1 万円までとする。就業規則及びその他規程、労使協定の届出、宿日直許可の申請に係る経費は、合計 1 万円までとする。
- ④ 人材確保に向けた取組の事業に係る経費は、合計 10 万円までとする。

(3) 成果目標の設定等

事業の内容は、交付要綱第 3 条第 3 項及び第 6 項に定める成果目標の達成に向けたものとする。

また、交付要綱第 3 条第 3 項（3）ア（ウ）については、厚生労働省が実施するトップマネジメント研修を受講するものとし、同（3）イの医師の労働時間の実態把握においては、労働時間・労働時間でない時間の区別、宿日直許可の有無による労働時間の取扱い、医師の副業・兼業先の労働時間の取扱いなどを明確にする必要があるため、成果目標の設定の際には留意すること。

2 交付申請等

(1) 交付申請

交付申請書には、次の書類を添付すること。

- ① 事業実施計画
- ② 第 2 の 1（2）の事業を実施する前の時間外・休日労働時間数（特別条項の締結状況を含む）、労働時間が分かる書類、年次有給休暇、特別休暇の規定を確認するための書類（36 協定の写し、賃金台帳の写し（交付要綱第 3 条第 6 項による賃金引上げを実施する場合は、交付申請前 1 月分の賃金台帳の写し）、就業規則等の写し）
- ③ 第 2 の 1（2）の事業を実施するために必要な経費の算出根拠を確認するための書類（見積書等）
- ④ 第 1 の 1（3）、（4）、（5）④エを確認するための書類（36 協定届の写し（第 2 の 1（2）の特例要件を適用する場合は 2 年分）、労働時間が分かる書類、就業規則の写し、年次有給休暇管理簿の写し）
- ⑤ その他労働局長が必要と認める書類

(2) 交付申請の審査及び交付決定

- ① 労働局長は、事業主から提出された交付申請書及び添付書類（以下「交付申請書等」という。）に不備がないか点検し、不備があると認めるときは、その補正を求めることができること。
- ② 労働局長は、交付申請書等について、次の事項に係る審査を行うこと。
 - ア 第 1 の 1（1）から（5）までのいずれの要件にも該当する事業主であること。
 - イ 事業実施計画に第 2 の 1（1）の措置及び（2）の事業が盛り込まれており、

その内容が、労働時間の削減その他の労働時間等の設定の改善を目的とした時間外労働の上限設定、勤務間インターバルの導入、労働時間等の実態の適正な把握の実施に適切なものとなっていること。

ウ 交付要綱第3条第3項で定める成果目標が設定されていること。

エ 時間外労働の削減その他の労働時間等の設定の改善を目的とした時間外労働の上限設定、勤務間インターバルの導入、労働時間等の実態の適正な把握の実施に積極的に取り組む意欲があり、かつ、時間外労働の削減その他労働時間等の設定の改善の成果が期待できること。

③ 労働局長は、申請の内容を審査の上、上記②アからエまでの全ての要件を満たす場合には、交付要綱第5条第1項に基づく交付決定を行い、上記②アからエまでのいずれかの要件を満たさない場合のほか、本助成金の交付申請が、次のいずれかに該当する場合には、交付決定を行わないこと。

ア 申請事業主が、交付申請書の提出日から起算して過去3年間に、業務改善助成金、労働者災害補償保険法第3章の2又は雇用保険法第4章の規定により支給される給付金について、不正受給を行った場合又は不正に受給しようとした場合。

イ 申請事業主又は申請事業主の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者がいる場合、暴力団員が経営に実質的に関与している場合及びこれらの事業場であるとしながら、これを不当に利用するなどしていると認められた場合。

ウ 申請事業主が、交付申請日の前日から起算して過去1年間に、賃金不払等の労働基準関係法令違反を行ったことが明らか（司法処分等）である場合など、当該事業主に本助成金の交付決定を行うことが適切でないと労働局長が認める場合。

エ 倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続若しくは特別清算開始の申立てがされること。）している事業主である場合。

オ 交付要綱第3条第1項の改善事業の受託者が、申請事業主、申請代理人（これらの者の関連企業（一方が他方の経営を実質的に支配していると認められる場合に限る。）を含む。）である場合。

3 支給申請手続き等

（1）支給申請

交付要綱第13条第1項に基づき提出する支給申請書及び働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書（以下「事業実施結果報告書」という。）には、次の書類を添付すること。

① 第2の1（1）①の措置の実施に関する証拠書類（参加者名簿及び議事録の写

し、話し合いを行った際の写真。)

② 第2の1(1)②の措置の実施に関する証拠書類(周知文書の写し。事業場に掲示した場合は、掲示した状況の写真。)

③ 第2の1(1)③の措置の実施に関する証拠書類(周知文書の写し。事業場に掲示した場合は、掲示した状況の写真。なお、周知文書には第2の1(1)から(3)の事項を盛り込むこと。)

④ 第2の1(2)の事業の実施に関する証拠書類(各事業を実施したことが客観的に分かる資料。労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発、外部専門家によるコンサルティングの事業を実施した場合は、実施日時(時間数を含む。)、実施場所、実施者、被実施者、実施内容が明らかとなる書類及び実施した際の写真を提出すること。また、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修を実施した場合は、被実施者全員のアンケート結果(理解度を測るものに限る。)の写しを、外部専門家によるコンサルティングの事業を実施した場合は、改善措置の実施内容が明らかとなる書類をそれぞれ提出すること。)

⑤ 第2の1(2)の事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類(領収書の写し、費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し。)

⑥ 第2の1(3)の成果目標の達成状況に関する以下のアからオまでの証拠書類

ア 交付要綱第3条第3項(1)①については変更後の36協定届の写し

イ 交付要綱第3条第3項(1)②から⑤については作成・変更後の就業規則又は労働協約の写し(②及び③については労使協定を含む。)

ウ 交付要綱第3条第3項(3)①については労務管理体制の構築がなされたことが分かる書類(労務管理責任者の選任、その責任及び役割が確認できる書類、医師の副業・兼業先との協力体制が整備されたことが分かる書類、トップマネジメント研修の受講者及び研修内容がわかる書類並びに事業実施予定期間における全ての医師の労働時間の実態把握を行っていることがわかる書類(宿日直許可申請を行っている場合は、申請書及びその添付書類の写しで足りること。))

エ 交付要綱第3条第3項(4)①については製糖期間における、時間外労働と休日労働の合計時間数が月100時間を超えないことが明らかな8時間3交代制勤務(3直3交代制)や、12時間2交代制勤務(3直2交代制)等の勤務割表(以下「勤務割表」という。)及び、厚生労働省が委託する「令和7年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」により設置される都道府県働き方改革推進支援センター又は交付申請を行う都道府県労働局雇用環境・均等室(以下「センター等」という。)が当該勤務割表を確認したことが分かる書類

オ 交付要綱第3条第6項については対象労働者の賃金台帳の写し及び労働時間が分かる書類並びに作成・変更後の就業規則又は労働協約その他これに準ずるものの写し

⑦ その他、労働局長が必要と認める書類

(2) 支給申請の審査及び交付額の決定

- ① 労働局長は、事業主から提出された支給申請書、事業実施結果報告書及び添付書類（以下「支給申請書等」という。）に不備がないか点検し、不備があると認めるときは、その補正を求めることができる。なお、労働局長が定める期限までに不備のない支給申請書等が提出されない場合は、交付要綱第 16 条第 1 項に定める交付決定を取り消す事由に該当する。
- ② 労働局長は、事業実施結果報告書について、上記（1）の証拠書類により、その達成状況の審査を行うこと。
- ③ 労働局長は、申請の内容を審査のうえ、交付要綱第 14 条に基づく通知を行うこと。

（3）支給の方法

本助成金の支給は、労働局長が、支給決定額を交付申請書に記載された金融機関の口座に振り込むことによって行う。

4 交付決定の取消等の要件

- （1）労働局長は、交付決定後において、申請事業主が、第 1 の 1（2）の要件を満たさなくなったことを確認した場合は、交付決定の取消を行うこと。

また、労働局長は、本助成金の支給申請が、次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部の取消を行う。

- ① 申請事業主が、交付申請書の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料の滞納が継続している場合。
- ② 申請事業主が、交付決定日から支給申請日の前日までの間に、業務改善助成金、労働者災害補償保険法第 3 章の 2 又は雇用保険法第 4 章の規定により支給される給付金について、不正受給を行った場合又は不正に受給しようとした場合。
- ③ 申請事業主又は申請事業主の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者がいる場合、暴力団員が経営に実質的に関与している場合及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められた場合。
- ④ 申請事業主が、交付決定日から支給申請日の前日までの間に、賃金不払等の労働基準関係法令違反を行ったことが明らか（司法処分等）である場合など、当該事業主に本助成金を支給することが適切でないと労働局長が認める場合。
- ⑤ 倒産（破産手続開始、再生手続、更生手続若しくは特別清算開始の申立てがされること。）している事業主である場合。
- ⑥ 交付要綱第 3 条第 1 項の改善事業の受託者が、申請事業主、申請代理人（これらの者の関連企業（一方が他方の経営を実質的に支配していると認められる場合に限る。）を含む。）である場合。
- ⑦ 交付要綱第 3 条第 3 項の成果目標について未達成の場合。

- ⑧ 労働局長が定める期限までに正当な理由なく支給申請書等を提出しない場合など、当該事業主に本助成金の支給を行うことが適切でないと労働局長が認める場合。
- (2) 交付要綱第3条第3項又は第6項で定める成果目標について、交付要綱で規定するほか、次のいずれかに該当する場合には、当該成果目標については未達成とする。
- ① 交付要綱第3条第3項(1)①の成果目標を選択する場合に、改善事業実施後に36協定で設定する時間外・休日労働時間数について、交付要綱第3条第3項(1)①ア又はイを満たしていない場合。
- ② 交付要綱第3条第3項(1)①の成果目標を選択する場合に、交付申請後から、交付要綱第8条で定める事業実施予定期間の終了日までに、変更後の36協定の届出を行わなかった場合。
- ③ 交付要綱第3条第3項(1)②から⑤までの成果目標を選択する場合に、交付申請後から、交付要綱第8条で定める事業実施予定期間の終了日までに、就業規則又は労働協約(②又は③については労使協定も含む。)が必要な手続を経て施行されていない場合。また、交付要綱第3条第6項の成果目標を選択する場合に、交付申請後から、交付要綱第8条で定める事業実施予定期間の終了日までに、就業規則又は労働協約その他これに準ずるものが必要な手続を経て施行されていない場合。
- ④ 交付要綱第3条第3項(3)①の成果目標を選択する場合に、交付申請後から、交付要綱第8条で定める事業実施予定期間の終了日までに、次のアからエまでの一つでも実施されていない場合。
- ア 労務管理責任者を設置しておらず、また、責任の所在とその役割を明確にしていないこと
- イ 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休息時間確保、長時間労働の医師に対する面接指導の実施に係る協力体制が整備されていないこと
- ウ 管理者層が、厚生労働省が実施するトップマネジメント研修を受講していないこと
- エ 事業実施予定期間中、労働時間と労働時間でない時間の区別、宿日直許可の有無による労働時間の取扱い、医師の副業・兼業先の労働時間の取扱いなどが明確になされていないなど、医師の労働時間の実態把握が実施されていないこと(宿日直許可申請が行われている場合はこの限りでない。)
- ⑤ 交付要綱第3条第3項(4)①の成果目標を選択する場合に、交付申請後から、交付要綱第8条で定める事業実施予定期間の終了日までに、次のア及びイの一つでも実施されていない場合。
- ア 製糖期間における、時間外労働と休日労働の合計時間数が月100時間を超えないことが明らかな8時間3交代制勤務(3直3交代制)や、12時間2交代制勤務(3直2交代制)等の勤務割表が整備されていないこと
- イ 上記アの勤務割表について、センター等が内容を確認していないこと
- ⑥ 交付要綱第3条第6項の成果目標を選択する場合に、申請事業主が、令和7年4月1日から支給申請日の前日又は就業規則により賃金額を引き上げてから6月分(交付要綱第3条第3項(4)の中小企業事業主については製糖期間分)の賃金を

労働者に支給した日のいずれか遅い日までの間に対象事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合。

- ⑦ 交付要綱第3条第6項の成果目標を選択する場合に、申請事業主が、交付申請日の前日から起算して3月前の日から支給申請日の前日又は就業規則により賃金額を引き上げてから6月分（交付要綱第3条第3項（4）の中小企業事業主については製糖期間分）の賃金を労働者に支給した日のいずれか遅い日までの間に対象事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合。

- （3）その他、第1の1（6）から（8）までの要件を満たさない場合は、本助成金の支給を行わないこと。

第3 調整

同一年度に、同一の措置内容に対して、国又は地方公共団体から他の補助金（間接補助金を含む。）の交付を受けている場合には、本助成金の支給を受けることはできない。

同一年度に、働き方改革推進支援助成金の労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コースとの併給はできない。なお、団体推進コースについては、同一の措置内容以外の措置内容に対して、併給することは可能である。

第4 関係書類の提示及び監査

労働局長は、本助成金の支給事務の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、所属の職員に、支給対象事業主に対して、関係書類の提示を求めさせ、又は監査させることができる。

第5 不正受給の公表

労働局長は、交付要綱第16条第7項に基づく公表を行うときは、同項（1）から（4）までの事項を記者発表し、かつ、労働局のホームページに掲載することにより行う。労働局のホームページへの掲載は、交付決定を取り消した日から起算して、3年が経過するまでの期間行うこととする。

第6 助成金の経理

交付決定を受けた事業主は、交付要綱第19条第1項に基づき、改善事業の実施に要した費用の支出の状況を明らかにするため当該事業主の一般の事業経費の会計とは区分し

て特別の会計整理を行うこと。

さらに、本助成金の支給を受けた事業主は、上記の証拠書類及び成果目標の達成状況に関する証拠書類の控えを本助成金の支給を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間整理保管すること。

第7 代理人等

申請者が代理人又は社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者若しくは同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、交付決定通知等については、代理人等ではなく、申請事業主に対して通知することとする。

第8 事業年度

交付決定を受けた日の属する年度の4月1日から3月末日までとする。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

事業で認められる経費

1 経費区分	2 内容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費（外国旅費、日当、宿泊費を除く）
借損料	機器・設備類、ソフトウェア等のレンタル、リース等の費用、I C Tを利用したサービスの利用料（リース料、レンタル料、サービス利用料等に含まれる諸経費）
会議費	会議の費用（会場借料、通信運搬費を含む）
雑役務費	研修等受講料、 機器・設備類、ソフトウェア等の保守費用
広告宣伝費	求人広告の掲載、合同企業説明会への出展、求人パンフレット・ダイレクトメール等の作成等の費用
印刷製本費	研修資料、マニュアル等の作成の費用
備品費	図書、I Cカード、自動車（乗用自動車等を除く）等の購入費用、ソフトウェア等の購入、改良等の費用（設定費用、社員等に対する研修費用を含む）
機械装置等購入費	機器・設備類の購入、改良等の費用（設定費用、社員等に対する研修費用を含む）、機器・設備類の設置、撤去等の費用
委託費	調査会社、コンサルタント会社、システム開発会社、広告代理店等への委託費用

（注 1）改善事業の費用の支出は、原則振込払とし、支給申請書に振込記録が分かる書類を添付すること。なお、クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払いで、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は、助成対象外となる。

（注 2）「旅費」は、原則として公共交通機関を用いた最も経済的かつ合理的な経路により算出された実費とする。なお、グリーン車、ビジネスクラス等の割増運賃は助成対象外となる。

（注 3）「広告宣伝費」及び広告代理店等への委託費用、ホームページの作成・変更等の費用は、人材確保に向けた取組の事業に係る費用に限る。

（注 4）リース契約、サービス利用契約、保守契約等の契約期間が交付要綱第 8 条の期間を超える場合、当該期間に係る費用に限る。なお、年額等の場合は月割の金額とし、当該期間が一月に満たない時は一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

- (注5) 交付要綱第3条第3項(4)の中小企業事業主に限り、労働者派遣事業の適正確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年7月5日法律第88号)第5条第1項の許可を受けた者から、労働者派遣の役務の提供を受ける際の派遣料金について、委託費として助成対象とする。
- (注6) 交付要綱第3条第3項(4)の中小企業事業主に限り、外国旅費、宿泊費について助成対象とするものの、宿泊費については上限額を1人1泊13,300円とする。
- (注7) その他上記助成対象経費のうち、以下については対象経費から除くものとする。
- ① 乗用自動車等(乗車定員10人以下の自動車であって、貨物自動車等及び特種用途自動車等以外のものをいう。ただし、特種用途自動車等類似の自動車であって、特種な目的に専ら使用するものと認められるものを除く。)の購入費用
 - ② パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用(特定業務専用のシステム(POSシステム、会計給与システム等)を稼働させるための目的で導入することが明らかである場合は助成対象とする場合がある。)
 - ③ 単なる経費削減を目的としたもの((例)LED電球への交換等)
 - ④ 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善に係る費用
 - ⑤ 通常の事業活動に伴う経費((例)事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費等)
 - ⑥ 交付決定の日より前に開始した事業に係る費用
 - ⑦ 社会保険労務士事務所等の専門的知識を有する事業場であって、自ら取組が可能な事業に関する費用
 - ⑧ 法令等で義務づけられ、当然整備すべきとされているにも関わらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務づけられた制度の策定等に係る費用
 - ⑨ 事業を実施する上で必須となる資格の取得に係る費用
 - ⑩ 損害を補償する保険等に係る費用
 - ⑪ 経費の算出が適正でないと労働局長が判断したもの
 - ⑫ その他、社会通念上、助成が適当でないと労働局長が判断したもの

支給要領第 2 の 1 (2) に定める特例について

1 特例要件（長時間労働恒常化要件）

支給要領第 2 の 1 (2) に定める特例とは、災害や商慣行等の外的要因により自社での取組に限界があり、容易に労働時間を短縮し難い状況に置かれていること等が要因となって、過去 2 年間にわたって 36 協定における特別延長時間が 1 か月 60 時間を超えている事業主をいう。

2 確認方法

所轄の労働基準監督署長に届け出られた 36 協定の写し（過去 2 年分）により確認する。

3 特例の内容

長時間労働恒常化要件に該当する場合は、別紙 1 において定める「1 経費区分」のうち「備品費」及び「機械装置等購入費」の「2 内容」を以下のとおり読み替え、別紙 1 の（注 7）①及び②は適用しない。

1 経費区分	2 内容
備品費	I C カード、自動車（乗車定員 7 人以上又は車両本体価格 200 万円以下の乗用自動車、貨物自動車及び特殊用途自動車）等の購入費用、ソフトウェア等の購入、改良等の費用（設定費用、社員等に対する研修費用を含む）
機械装置等購入費	機器・設備類の購入（パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用を含む）、改良等の費用（設定費用、社員等に対する研修費用を含む）、機器・設備類の設置、撤去等の費用